

# 介護に従事する外国人の受入

[https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/dl/8\\_shakaiengo-01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/dl/8_shakaiengo-01.pdf)

**EPA (経済連携協定)**  
インドネシア・フィリピン・ベトナム

**在留資格「介護」**  
(2017年9月1日～)

**技能実習**  
(2017年11月1日～)

**特定技能**  
(2019年4月1日～)

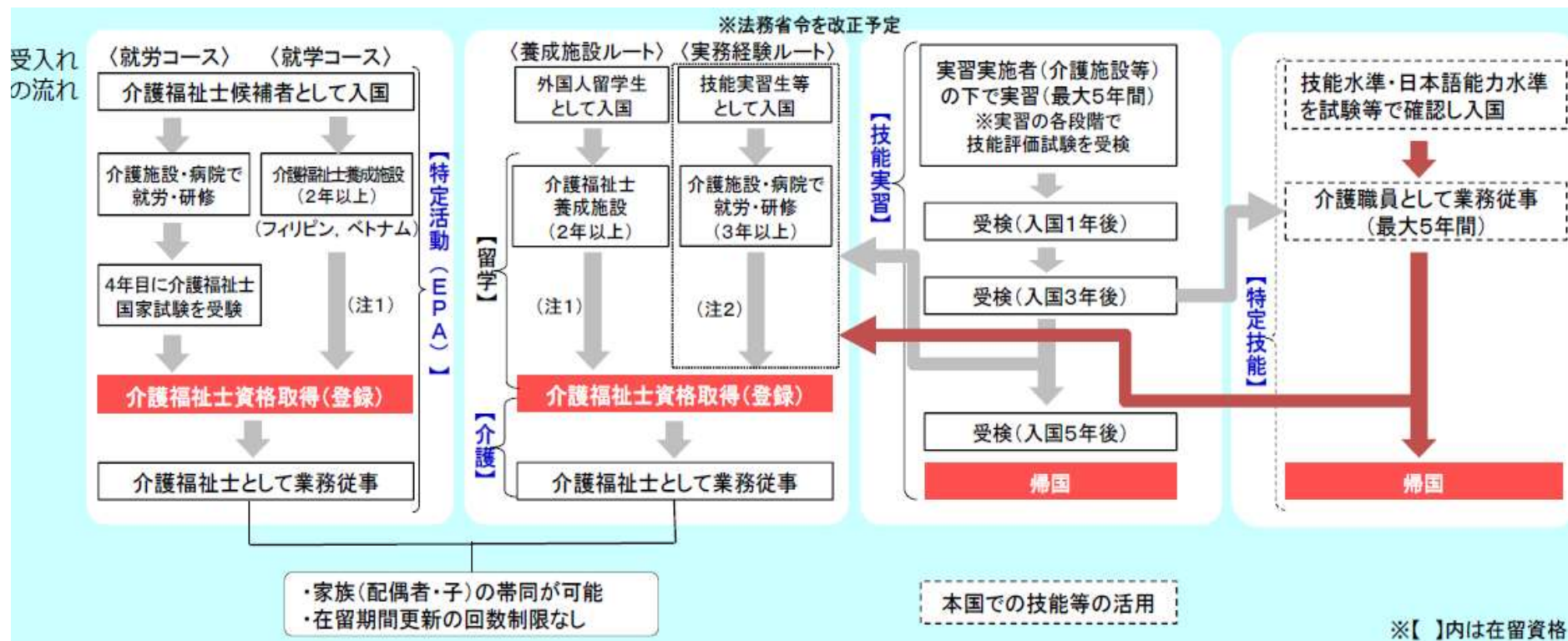
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入

本国への技術移転

就労目的での即戦力人材の受入



(注1) 2017年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、2021年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者

研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めている。